

厚木土木事務所長が定める「都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築許可の運用基準（案）」の概要

1 趣旨

都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において、建築物の建築をしようとする者は、将来の都市計画事業の円滑な施行を確保するため、都市計画法（以下、「法」という。）第 53 条第 1 項による許可を受けなければならないこととされています。

県では、「都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築許可の標準的な運用基準」（以下「標準的基準」という。）を定めたうえ、都市計画法施行細則第 2 条により事務を委任した土木事務所長が所管区域の実情等を勘案して許可を行っています。

なお、都市計画事業が完了した区域においても法第 53 条第 1 項に基づく許可を受ける必要があることについては、国土交通省より見解が示されていますが、都市計画事業が完了した区域における建築物の建築に関する基準についての規定はありません。

このたび、都市計画事業が完了した厚木土木事務所管内の愛川都市計画道路（1・3・1 号さがみ縦貫道路）区域内におけるトンネル構造（愛川トンネル）上部の取扱いについて明確化するため、厚木土木事務所長が定める「都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築許可の運用基準」を作成します。

2 運用基準（案）の内容

厚木土木事務所管内において、標準的基準の内容に次の事項を追加した運用基準を定めるものです。

- ・ 厚木土木事務所管内の愛川都市計画道路（1・3・1 号さがみ縦貫道路）の区域内におけるトンネル構造（愛川トンネル）上部の土地においては、建築物の建築許可を受けようとする者と当該都市計画施設の施設管理者との協議が終了し、当該都市計画施設の管理に支障を及ぼすおそれがないと厚木土木事務所長が認めた場合において、許可できるものとする。

今回定めるのは、厚木土木事務所長が許可を行う場合の運用基準であり、適用区域は愛川町です。

（※市については、権限移譲により、平成 24 年 4 月 1 日から全ての市で許可を行うこととなったため、各市の基準が適用されます。）

3 施行日

令和 7 年 7 月頃予定